

## テクノプラザ 貸出施設利用料金表

単価(円)

区分	定員等数		利用料金(消費税込)						
	m <sup>2</sup>	最大定員数	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 16:00	夜間 17:00～ 21:00	午前及び午後 9:00～ 16:00	午後及び夜間 13:00～ 21:00	全日 9:00～ 21:00	延長料金 (30分 あたり)
プラザホール	319	机・椅子150人 椅子のみ300人	12,150	12,150	16,130	21,790	25,450	34,370	2,430
特別会議室	95	20人	5,240	5,240	6,920	9,320	10,900	14,670	1,050
AV会議室	88	20人	3,980	3,980	5,350	7,230	8,380	11,320	800
第1会議室	101	机・椅子 36人 椅子のみ 75人	3,670	3,670	4,920	6,600	7,650	10,370	730
第2会議室	101	机・椅子 36人 椅子のみ 75人	3,670	3,670	4,920	6,600	7,650	10,370	730
第3会議室	106	机・椅子 42人 椅子のみ 80人	3,880	3,880	5,130	6,920	8,070	11,000	780
研修室	88	机・椅子 48人	3,250	3,250	4,300	5,770	6,700	9,120	650

### 備考

1. 附属設備等の利用料は、別途有料です。
2. 第1会議室及び第2会議室は、間仕切りを外すことにより一体利用が可能です。
3. やむを得ない理由により、利用時間区分以外の時間に利用する場合の利用料の額は、30分(当該利用時間30分に満たない端数があるときは、その端数を30分として計算する)につき、この表に定める午前の利用料の額に0.2を乗じて得た額とします。「延長料金」参照  
 〈例〉利用時間が12:30～17:00の場合、「12:30～13:00(30分)」、「16:00～17:00(60分)」ということで、延長料金は「30分あたり単価x3」となります。
4. 利用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入します。  
 ※利用料金の減免は、「岐阜県高等学校教育課程講習会」の利用に限り利用料金を50%減免します。  
 指定管理者が指定管理業務を遂行するために施設を利用する場合は100%減免します。

## テクノプラザ 附属設備単価表

名 称	利用料金(消費税込)				単価(円)			
	1区分	2区分	3区分	区分外	プラザホール	第1・2・3特別会議室	A/V会議室	研修室
	午前 午後 夜間	午前～午後 午後～夜間	全日	注:単位時間 当たり				
講演者卓	220	400	560	40	●	○	○	○
司会者卓	220	400	560	40	●	○	○	○
花台	50	90	130	10	●	○	○	○
折りたたみステージ	1台	440	790	1,120	90	●		
	2台	880	1,580	2,240	180	●		
	3台	1,320	2,370	3,360	270	●		
	4台	1,760	3,160	4,480	360	●		
	5台	2,200	3,950	5,600	450	●		
同時通訳設備	11,000	19,800	28,050	2,200	●			
映像音声送受信設備	4,610	8,300	11,760	920	●		●	
持込器具電源	500W	50	90	130	10	●	●	●
	1000W	100	180	260	20	●	●	●
	1500W	150	270	390	30	●	●	●
	2000W	200	360	520	40	●	●	●
	∴	∴	∴	∴	∴	●	●	●
拡声装置	440	790	1,120	90		●	●	●
ワイヤレスマイク	ハンド型	340	610	870	70		●	●
	タイピン型	340	610	870	70		●	●
テレビ	770	1,390	1,960	150	○	●	●	●
ビデオデッキ	VHSまたはDVD	440	790	1,120	90	○	●	●
スクリーン	220	400	560	40	○	●	●	●
オーバーヘッドプロジェクター	660	1,190	1,680	130	○	●	●	●
液晶プロジェクター	1,660	2,990	4,230	330	○	●	●	●
スライド映写機	660	1,190	1,680	130	○	●	●	●
コンパクトディスクプレーヤー	340	610	870	70	○	●	●	●
ホワイトボード	100	180	260	20	●	●	●	●

●は優先貸出備品です。○は他会議室等で利用がない場合貸出可能備品です。

※拡声装置及びワイヤレスマイクは単体では利用できません。必ずセットにて申し込み下さい。

注)・利用時間区分外の時間に利用する場合の利用料の額は、30分を単位とします。(以下参照)  
 ・この表に掲げる持込器具電源は、利用者が持参した定格消費電力量500ワットごとに徴収するものとします。この場合において、定格消費電力量500ワット未満の端数があるときは、その端数を500ワットとして、計算します。2000Wを越える場合は、500W毎に加算されます。

☆ 単位時間とは、1単位時間＝30分(30分に満たない端数がある場合はその端数を30分)とします。

〈例〉12:30～17:00の間利用する場合

前「12:30～13:00(30分)→1単位」、後「16:00～17:00(60分)→2単位」、前後合計すると3単位となり、【区分外】は「単価×3」となります。